四　被災した商業又はサービス業を営む者（仮設店舗で営業を再開している者を含む。）及び、直接被災しなかったものの周辺の経営環境の変化などから経営が困難となって、新たに整備する商業施設等への移転を希望する者の営業場所が十分に確保され、その他適切な事業環境が提供されるものであること。

五　地域住民が生活する上で必要となる小売商業又はサービス業の業種（被災により廃業となった店舗の業種を含む。）及び近隣地域の消費者ニーズを踏まえた業種の店舗が当該区域に立地することで、生活の利便性の確保が見込まれるものであること。

六　各種施設の整備が、地域の人口規模や分布等の実情に応じた範囲でコンパクトシティの考え方を踏まえたものであること。

七　各種施設の配置及び街路等が適切に計画されており、高齢者や子供を含め住民及び来街者が歩いて回遊し、適当な場所に滞留し滞在するなど商業施設等の経営の持続性に寄与するとともに、コミュニティを形成する基盤となり得るものであること。

八　計画に記載された商業施設等の整備その他の事業について、事業等の主体が特定されている又は特定される見込みが高いこと、事業等の実施スケジュールが明確であることなど、その実施が見込めるものであること。

九　国、県及び市町村が定める他の各種計画等と整合したものであること。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年四月一日　総務大臣　山本　早苗

目次中「第２節の２　市街化区域農地」を「第２節の２　市街化区域農地　第２節の３　勧告遊休農地」に改める。

第一章第２節１中「第２節の２」を「第２節の２及び第２節の３」に改める。

第１章第２節の２の次に次の１節を加える。

第２節の３　勧告遊休農地

勧告遊休農地（地方税法附則第17条の３第１項に規定する勧告遊休農地をいう。）の評価については、第２節によつて求めた田又は畑の価額を第２節二４(2)に規定する割合で除して求めた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

○総務省告示第百四十六号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の四第１項及び第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十１第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の１部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日　総務大臣　山本　早苗

第四条の二十第二項第三号イ中「第二十二号及び第二十三号」を「第二十一号及び第二十二号」に改め、同号ロ中「及び第十九号から第二十一号まで」を「、第十九号及び第二十号」に改める。

第三十二条第四号中「規定する」の下に「幼稚園」を、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園」を「特別支援学校又は高等専門学校」に改め、同条第五号チ中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百四十七号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、平成二十八年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十八年四月一日　総務大臣　山本　早苗

第一　総括的事項

一　地方債同意等基準の策定方針等

1　地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第５条の３第10項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

2　平成28年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成28年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二　地方債協議等のスケジュール等

1　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第２項若しくは地財令第21条第２項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第１項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては９月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。